力　業務の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用の防止並びに業務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置
キ　危機管理に関する事項
ク　業務に係る教育訓練に関する事項
(2)　業務の委託
業務について委託を行う場合は、委託先事業者の社会的信用と能力を確認すること。また、委託先事業者に対し、同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。
(3)　総務大臣に対する報告
業務に係る次の事項について、毎年1回、総務大臣に報告すること。
ア　業務の監査の結果
イ　条例等利用アプリケーションの搭載等の件数

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第三百五十七号

宮城県宮城郡松島町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年六月三十日

法務大臣　岩城　光英

宮城県宮城郡松島町松島字猪ノ原二十番地　宍戸　清治

○法務省告示第三百五十八号

石川県金沢市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年六月三十日

法務大臣　岩城　光英

石川県金沢市神宮寺町ハノ九十八番地　宮﨑　豊春

○法務省告示第三百五十九号

京都市中京区役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年六月三十日

法務大臣　岩城　光英

京都市中京区西ノ京車坂町一番地　澤島　輝江

○法務省告示第三百六十号

和歌山県東牟婁郡串本町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年六月三十日

法務大臣　岩城　光英

和歌山県西牟婁郡潮岬村大字出雲六十九番地四十五番戸　前田弥五郎

○法務省告示第三百六十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月三十日

法務大臣　岩城　光英

第五号中「若しくはスロバキア共和国政府」を「、スロバキア共和国政府若しくはオーストリア共和国政府」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年七月一日から施行する。

○財務省告示第百九十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	六トン
四	三、一二〇トン
五	三一トン
六	一〇トン
七	二トン
八	○トン
九	四、一八八トン
一〇	六三九トン
一一	一、一二六トン
一二	一〇、七七五トン
一三	九三七、〇四四トン
一四	二二四、七二〇トン
一四の二	一二〇、四七五トン
一五	一〇〇トン
一六	八〇六トン
一七	一八、八〇九トン
一八	二、三〇二トン
一九	一四三トン
二〇	一三八トン
二一	五、二七六トン
二二	六一トン
二三	二八一トン
二四	一八トン
二五	○トン
二六	一七一トン
二七	一、二七五トン
二八	一トン
二九	四四トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年五月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	九三七、〇四四トン
一四	一〇五、九五八トン

○財務省告示第百九十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十八年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　四万五百七トン

二　冷凍牛肉　五万八千十五トン

2　平成二十八年度の初日から平成二十八年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　一万八千百十七トン

二　冷凍牛肉　二万二千三百四十トン

○財務省告示第百九十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十二万八千九百八十トン

二　生きている豚及び豚肉等　十二万八千九百八十五トン